

平成 25 年 11 月 箱根町教育委員会会議 会議録

期 日： 平成 25 年 11 月 26 日（火）

場 所： 郷土資料館 教育委員室

出席者： 唐澤久雄委員長、菅井清登委員、石井清美委員、勝俣正志委員、
小林恭一教育長
勝俣敏教育次長兼学校教育課長、大和田公一生涯学習課長、石川憲
一学校教育課副課長、大津誠治学校教育係長

欠席者： なし

議 事：

1 開 会

委員長より、開会の宣言【午後 2 時 00 分開会】

2 前回会議録の承認について

会議録が承認され、教育委員全員署名

3 教育長等諸報告について

(1) 教育長より報告・謝辞

(2) 学校教育課副課長より、10 月教育委員会会議以降、11 月教育委員会会議
までの間における会議等への出席に関する謝辞・報告

(3) 学校教育課副課長より、11 月教育委員会会議以降、1 月上旬までの間に
おける会議・行事等の予定連絡

4 議 第

(1) 議案第 19 号 教育財産の管理について

委 員 長 それでは議事に入ります。日程第 1 の議案を始めください。

学校教育課副課長 [議案朗読後、] 本件は今年の 2 月の教育委員会会議の際に、皆
さんに議決いただきました箱根の森小学校地内にある私有地を教育
財産として取得していただきたいと町長へ申し出した件に関して、先
般、その所有権を取得してもらえたので、関係法令の規定に則っ
て、今後正式に町長部局から財産の管理替えを受けることとなります
ので、あらかじめ教育委員の皆さんにご承認をいただこうというもの
であります。よろしくお願いいたします。

委 員 長 本件については、今説明があつたとおりですので、それでよろしい
ですね。

委 員 員 はい、結構です。

(2) 議案第 20 号 箱根町大学等入学資金貸与者の決定について

委 員 長 それでは、次の議案をお願いします。

学校教育係長 [議案朗読後、] 2 件の申込みとも貸与審査基準に照らし合わせた
結果、特に問題ありません。よろしく、ご審査お願いいたします。

委員長 何か、質問等ありますか。
審査基準に照らし合わせ、特に問題ないということですので、承認
ということによろしいですか。

委員 [全員賛成]

(3) (報告事項) 全国学力・学習状況調査に関する行政文書公開請求について

委員長 続いて、報告事項(1)について、お願いします。

学校教育係長 全国学力・学習状況調査に関する箱根町全体の平均正答率について、
公開請求を受けました。本件への対応としては、まず中学校については町内に1校しかないので公開できませんということで回答しました。
次に小学校については3校ありますので、その平均を町全体の平均正答率ということで回答いたしました。

今回、このような対応を取りましたので、今後も同じように町の平均についてという情報公開請求があった場合には、同じ取扱いを取ることになりますので、ご了承ください。

委員長 はい、分かりました。よろしいですか。

委員 [全員了承]

(4) (報告事項) いじめ防止基本方針について

委員長 続いて、報告事項(2)について、お願いします。

学校教育係長 昨日、この件で県の会議がありました。文部科学省の担当職員が直接出席されました。いじめ基本方針の制定に関して、法律上では県及び市町村は努力義務となっていて、学校は責務となっているんですが、国の言い分としては、県や市町村も作りなさいというような説明でした。県のほうでは、素案の案というようなものを作っている状況のようです。県は今後会議を重ねて、3月までには県の基本方針を作る計画のようです。また、12月の終わり頃を目安に、市町村向けに見本のようなものを何か提示できればと言っていました。市町村がやらなければいけないことは、市町村の基本方針を作ること、それから公立学校の基本方針を絶対に作らなければいけない。あと、学校の中に対策組織を作らなければいけない。それから、重大事態への対処についても学校は責務となっています。また、市町村の教育委員会のほうでは、いじめ防止のための調査研究も条例を作って附属機関を設置することができるとなっているんですが、この機関については、重大事案が発生した場合には調査機関になります。じめが発生した場合、まず学校内で調査し、町の教育委員会でも調査する。その結果を首長に報告しなさい、そして報告を受けた時に、首長の判断としてもう1回再調査が必要だという場合には首長部局の中での再調査をすることができるようにもなっていて、そのための組織も事前に作っておきなさいというふうになっています。いずれにしても、法律に明記された方

法に則って調査等実施していくことになりましたので、町は努力義務である附属機関を設置するかどうするかなど、今後、本町でも検討をしていかなければいけないことになりました。

委員 いじめや自殺への対策というのは結果対応であって、その前段として、なぜいじめをする子どもができるのか、いじめない子どもをどういうふうに育てたらいいのかというような、国の方針はあるんでしょうか。

学校教育係長 はい。それは道徳や総合学習で扱っていくようにということだと思います。

委員長 いじめにも様々な形があるし、それを生む要因も様々なので、本当に難しいと思う。

委員 このような法律が今頃になって整備される。これまで長い間、学校現場は振り回されてきたのだから、本当に遅いなと思います。

委員 同じことや言葉を使っても、それを誰が使うかによって、いじめになったり、そうならなかったり、力関係などもあり非常に難しいと思う。無視なんていじめもあるし、基本方針を作るにも大変なんだろうと思います。

委員 先ほども話しが出ていましたが、いじめの定義だとかいうよりも、反対側の教育の本質をどうすべきか、どう高めていくか、その辺を求めていかなければいけないんだと思う。

学校教育係長 今後も、いじめ防止対策基本方針に関する会議は毎月のように開催されていく予定になっておりますので、逐一、ご報告させていただきます。

(5) (連絡事項) 学校法人小田原女子短期大学「保育学科通信教育課程」設置認可について

委員長 続いて、連絡事項について、お願いします。

学校教育課副課長 本件については、以前、教育委員さんへお話しさせていただきましたが、小田原女子短期大学が「保育学科通信教育課程」の設置認可の申請を文科省へあげるにあたり、地元の下郡3町の教育長さん方からの具申も一緒をお願いしたいとの依頼を受けて、3教育長連名による具申書を作成して提出していた申請が、このたび10月31日付けで設置認可がおりたとの報告並びにお礼を小田原女子短期大学から受けましたので、この場を借りて、皆さんにご連絡させていただきます。

委員長 はい、承知しました。

5 閉会

委員長 次回、12月の教育委員会会議の日程については、12月19日(木)午後3時00分から教育委員室にて開催したいと思いますので、よろしくをお願いします。これで閉会とします。 【午後4時19分閉会】